

議案第 6 号

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新座市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（利用定員） 第 36 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。<u>第 40 条第 3 項</u>において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同省令第 31 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。<u>同項</u>において同じ。）にあっては 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型（同省令第 33 条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 項において同じ。）にあっては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては 1 人とする。 2 〔略〕 （特定教育・保育施設等との連携） 第 40 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 7 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験さ	（利用定員） 第 36 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。<u>第 40 条第 3 項第 1 号</u>において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同省令第 31 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。<u>同号</u>において同じ。）にあっては 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型（同省令第 33 条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 項において同じ。）にあっては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては 1 人とする。 2 〔略〕 （特定教育・保育施設等との連携） 第 40 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験さ

せるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) [略]

(3) 特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及

せるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) [略]

(3) 特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じ

<u>び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) [略] <u>6 [略]</u> <u>7 [略]</u> <u>8 [略]</u> <u>9 [略]</u> <u>10 [略]</u> <u>11 [略]</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置） 5 第40条第1項の規定にかかわらず、特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>ないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) [略] <u>4 [略]</u> <u>5 [略]</u> <u>6 [略]</u> <u>7 [略]</u> <u>8 [略]</u> <u>9 [略]</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置） 5 第40条第1項の規定にかかわらず、特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。